

## 蘇原北・蘇原南自治会連合会の自治会まちづくりミーティング

### 提言とその回答

提言① 親水回廊として蘇原北部を流れる新境川の整備について

<野口南自治会長>

蘇原自治会連合会では、市民憲章に掲げられた「美しいまちづくり」の推進の一環として、7月3日の第1回市民清掃の日に新境川の河川清掃を実施しました。2年間コロナ禍で実施できませんでしたが、多くの方の参加をいただきました。また、新境川は、平成19年度から数年にかけて、市民ボランティアの協力により整備された桜並木もかなり成長してきました。

しかし、蘇原北部の新境川は、川面で市民が親しめるような連続性、遊歩道、学びや遊びの場などの魅力ある水辺空間の創出に乏しい感があります。

管理者である国・県においては、「魅力ある水辺空間や自然環境の創出等の地域活性化等に関する取組の推進」のために、様々な施策を展開されてみえると推察します。河川整備には、安全で豊かな水辺を育みこれを次世代に継承するために、川と共生するための知識と体験を通じて学び、川づくりを考えることも一つではないでしょうか。

つきましては、蘇原北部の新境川が、周辺の暮らしや歴史を配慮し、河川の自然の営み、景観を創出する親水回廊として行政や学識経験者、市民等による組織を構築し計画策定、事業を促進していただきますよう提言させていただきます。実現されれば、河川清掃の軽減にもつながり、蘇原北部の権現山、蘇原自然公園、田園などの自然と加佐美神社、飛鳥田神社、古代寺院などの史跡と相まって、川のきらめきと同じように美しい風景地帯になることと思います。

<回答>

新境川のこれまでの歴史を踏まえた、河川整備の可能性についてですが、当時の新境川（旧境川）は、もともと川の流れは大きく蛇行し堤防は不完全でした。ま

た、上流部では樹木の乱伐や台地開発も加わり容易に出水し、大島地区では地名が表すように集落が島状に残されたそうです。このようなことから、大正14年に、境川上流の出水による水害を防ぐとともに、低地部の悪水の合流によってでてくる排水の不良をなくし、農作業をしやすくすることを目的として、大島町山崎橋から木曾川までの放水路（現在の新境川）を築造する計画が立てられ、昭和5年に完成しました。

放水路の効果は大きく、境川の水が増えたときは大島にある樋門を開いて放水路に流し水害を防ぐことができたそうです。ちなみに、この新境川の完成を祝い、また工事犠牲者の慰霊の意味も込めて、大正～昭和初期に活躍した地元（蘇原大島町）出身の歌舞伎役者、市川百十郎が昭和6年から翌年にかけて、新境川の堤防に約1200本の吉野桜を寄付し植樹しました。このことから、新境川の桜並木は「百十郎桜」と呼ばれています。

そして、新境川の完成後、昭和46年に発生した豪雨被害を受けて、蘇原北部地区では昭和47年から県事業で下流から順次河川改修が行われました。特に大島町～赤羽根町付近では蛇行していた川の流れが直線になっており、大規模な改修工事が必要だったことが推察できます。

このような治水対策事業によって地域の安全が守られてきたところですが、それでも豪雨時には頻繁に水位が上昇してしまうため、大規模な水害が発生する前に市民の皆さんが安全に避難できるよう、新境川の水位を常に監視しなければならない状況です。

このようなことから、水辺空間の整備については、安全性の観点から高水位となっても浸水しないことが条件となるため、川幅に余裕のない新境川では実現が困難であると新境川を管理する岐阜県から見解が示されています。

一方、地区の整備方針を示す「都市計画マスタープラン」では、蘇原北部地区について、優良農地を生産機能だけでなく田園風景として残すために一団で保全を図ることや、北部の樹林地などの自然環境の保全を図ることとしています。

また、加佐美神社周辺地区については平成20年に重点風景地区に指定し、加佐美神社周辺に多く残る黒い板塀が連続する歴史深く、趣ある集落景観の保全を図

っています。

蘇原北部地区において、市ではこれまで、蘇原自然公園の整備（平成10年度開設）や、市が管理する矢倉川では、生物多様性の向上と自然とのふれあいの場の創出を図るため、多自然型川づくりを実施しています。

そして、ご承知のとおり、新境川の桜の植栽は、平成19年～23年にかけて延べ約500人の市民の方々に植栽ボランティアとしてご参加いただき整備がされました。

蘇原北部地区については平成19年頃に植栽していますので幹や枝もずいぶん太くなりました。このような区間は新境川の水面を望む親水回廊として、春には地域の皆さんの楽しみの一つになっているのではないのでしょうか。

新境川の整備につきましては、市民の皆さんの安全を守ることを第一に、今後も岐阜県と連携を図りながら河川の適切な維持管理を求めていくとともに、市も引き続き蘇原北部地区の美しい田園風景や自然環境の保全に取り組んでまいります。

提言 ごみ処分費の削減について

<野口東自治会長>

提言内容

現在、北清掃センターの処理費は 11.5 億円/年で、処理量は 112 t /1 日となっています。

1. ごみ減量化についてですが、処理費は 28,000 円/ t、収集運搬費は 9,000 円/ t、となっており収集運搬に処理費の 32%を使います。(3.7 億円/年、2 kg/世帯/1 日) 分別収集の徹底や資源化の推進で、もし 30%削減可能ならば収集運搬だけでも 1 億円/年の削減になります。

2. 生ごみ水切り向上運動についてですが、現在、各務原市は 112 t /1 日のゴミ処理量となっています。その 4 割が生ごみ(一般論)、当市のゴミは含水率 42.3%で半分弱が水であります。

これを蒸発する為に必要とする熱量は、灯油換算で 36 kℓ/年 1 日、100 円/ℓ、13 億/年となります。もし、含水率が半分になれば、6.5 億/年の経費削減となります。(含水率 20%目標とする)

3. 生ごみの有効利用検討についてですが、生ごみ、食品廃棄物は S D G s から言っても燃やすべきではなく、土に返すべきであります。

そのため、堆肥化容器補助率アップ、ミミズ養殖(廃熱利用)、生ごみメタンガス発電(廃熱利用)の検討をお願いします。

<回答>

本市の「ごみ減量化」の主な取り組みとしましては、ペットボトル、古紙及び緑ごみの分別収集を行い、リサイクル(再資源化)を推進しています。

具体的には、市民の皆様がより取り組みやすいよう、市内全域に回収拠点の整備(古紙：市内設置数 36 箇所、緑ごみ：市内設置数：17 箇所、ペットボトル：市内不燃ごみステーション数：697 箇所)を行うとともに、その分別方法をご案内(広

報紙、市ウェブサイト、ごみ出しガイドブックの各家庭に配布など)しております。今後も引き続き、更なる減量化に取り組んでまいります。

次に、「生ごみの水切り」につきましては、北清掃センターの焼却効率を向上させるとともに、ごみ処理経費を削減できることから、市民の皆さまにご協力をお願いしております。今後も、さらに啓発に力を入れるとともに、先進市の事例等も研究してまいりたいと考えております。

最後に、「生ごみの有効利用」につきましては、ご提案のミミズ養殖や生ごみメタンガス発電を行うためには、生ごみを分けて収集する必要があり、ごみの収集回数の増加などが懸念されることから、実施については、現実的には困難であると考えております。

従いまして、当面は生ごみの有効利用よりも、生ごみの減量に力を入れていくべきと考えております。そのため、生ごみの減量に効果的な「食品ロス削減」について、国の方針と歩調を合わせ、積極的に啓発に取り組んでまいります。

## 提言 連絡・回答などのデジタル化について

<中央町自治会長>

### 提言内容

1. 市から自治会(長)宛ての連絡、依頼などについて、電子メール化を図る。
2. 自治会(長)から市への回答・報告などについても、回答・報告指定様式の電子化、連絡の電子メール化を図る。

### 現状の問題点など

1. 自治会内では、完全ではないがデジタル化が進んでおり、役員・班長間での連絡・調整などが、電子メールを使って、正確に迅速に行えるようになって来ている。(電子メールができない人はいるが、その方だけに従来の方法での連絡・調整を行えばいいので、負荷はかなり軽減できる)  
ところが現状では、その際の市からの資料などを添付するために、当方でいちいち資料をスキャンしてファイル化しなければならず、極めて非効率である。
2. 市への回答・報告などについても同様で、電子メールで受け取ってもらえれば、迅速かつ正確である。(これは一部すでに受け入れてもらっている) 郵送・自身での提出の手間がなくなる。
3. 回答報告について、現状指定様式が紙ベースである場合が多い。(手書きを前提としているためか、様式を自分で電子化しようとする、様式が異なってくることもある)  
指定の様式を添えて電子メールを受け取っていれば、自治会内での調整・集約がさらに容易になる。意見データや過年度のデータを利用できるので、回答の処理が迅速・正確に行える。また市としても手書きの回答より統計処理が容易であろう。
4. 電子化を望まない自治会もあるため、現状でも紙ベースとなっていると思うが、一律でなくていいのではないか。

<回答>

文書の配布につきまして、電子メール等が普及する中、紙媒体での送付が主と

なっておりご不便をおかけしております。

ご提言のとおり、デジタル化を推進することは業務効率化、負担軽減などメリットが多くあります。昨今の働き方改革やコロナ禍によって急速にデジタル化が進んでおり、国においては、デジタル技術やデータを活用して、業務効率化を図るとともに、行政サービスにおける住民の利便性を向上させる「自治体DX推進計画」を策定しております。

本市においても、「第3次ICT基本計画の後期計画」を策定し、「市民生活の利便性向上」、「安全・安心な地域社会」、「効果的・効率的な行政運営」という3つの基本方針の基、ICT施策に取り組んでおります。

主な取り組みとしましては、マイナンバーカードを利用した各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書など）のコンビニ交付サービスや、ウェブサイト上でAIを活用した対話形式の案内サービスを実施しています。

一例としまして、ウェブサイト上で質問をするとAIが回答してくれるサービスです。例えば、「ごみの分別」と入力すると、ごみの分別に関する情報や、市のホームページを案内することができ、知りたい情報をリアルタイムで取得することができます。

また、デジタル活用の推進のため、市主催の出前講座をはじめ、各ライフデザインセンターではパソコンやスマートフォンに関する生涯学習講座や、中央ライフデザインセンターではパソコン初心者相談室、高校生ボランティアがスマートフォンの初歩的な使い方を教えるゼロスマカフェなどを開催しています。

デジタル活用の普及や情報格差の解消に向け、一人でも多くの方がその恩恵を享受できる姿を目指して、さまざまな取り組みを行っておりますので、ご参加いただければと思います。

そして、今回ご提言にありました、市からの各種連絡、依頼や回答の電子化、電子メール化につきましては、皆様の負担軽減、利便性向上を図るため早急に対応させていただきたいと思っております。

具体的には、希望する自治会につきましては、市からの連絡や依頼、指定様式を各種データ等で電子メールに添付し送付いたします。

また、市への回答や報告事項につきましては、「LoGo フォーム」というウェブサイト上で申請やアンケートの回答ができるサービスを導入しました。これまで紙と鉛筆で記入していた内容をパソコンやスマートフォンから日時を問わずアンケート形式にてウェブサイト上で入力することができるものです。

こちらの利用により、利便性が向上し、郵送などの負担を軽減できると考えられるため、該当する文書へは「LoGo フォーム」の導入を進めてまいります。

しかしながら、デジタル化に対して馴染みがなく、電子メール等の運用が困難である自治会も多くあることと思います。そのため、一律としてどちらかに統一するのではなく、自治会の実情や、市からの依頼内容等に応じて、デジタルとアナログを使い分けた柔軟な運用を行ってまいります。

今回の連絡文書等のデジタル化をはじめ、今後も自治会の皆様の負担軽減に少しでも繋がるよう改善に取り組んでまいります。